

学校法人金城学園管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金城学園（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する学校（以下「各学校」という。）の適正な管理運営の遂行を図るために必要な基本的事項について定めることを目的とする。

(管理運営の根拠)

第2条 本法人及び各学校の管理運営は、法令、寄附行為、規則その他に定めがあるもののほかは、この規程による。

(諸規程の管理)

第3条 本法人及び各学校の管理運営を適正かつ円滑に遂行するために諸規程を制定・改廃し、常にその管理に努めなければならない。

2 諸規程の管理に関する事項については別に定める。

第2章 組織

(組織区分)

第4条 本法人の組織は、別表のとおりとする。

(事務組織)

第5条 前条に定める各組織の事務を処理するために事務組織を置く。

2 事務組織に関する事項については別に定める。

(事務分掌)

第6条 前条に定める事務組織の事務分掌事項については別に定める。

(プロジェクト)

第7条 本法人管理運営に関し必要があるときは、臨時にプロジェクトを設置することができる。

2 プロジェクトに関する事項については別に定める。

第3章 職員及び職位

(職員)

第8条 本法人の職員とは、学校法人金城学園の職員としての身分を取得した次に掲げる者をいう。

- (1) 教育職員
- (2) 事務職員

- (3) 技術職員
- (4) 用務職員、学務員
- 2 本法人は、業務の遂行及び事務の処理上必要があるときは、次に掲げる職員を置くことができる。
 - (1) 特任教員、顧問教授、客員教授及び非常勤講師
 - (2) 顧問職員、嘱託職員及び臨時職員

(任用)

第9条 職員の任用に関する事項については別に定める。

(職位)

第10条 本法人及び各学校には、組織区分に従って次に掲げる職位を置く。

- (1) 法人本部
 - 法人本部長、企画室長、事務室長、インスティテューショナル・リサーチ室長
- (2) 大学
 - 学長、学部長、研究科長、部長、図書館長、委員長、センター長
- (3) 短期大学
 - 学長、学科長、部長、図書館長、室長、センター長、委員長、主任
- (4) 大学・短期大学事務局
 - 局長、部長、課長、主任
- (5) 高等学校
 - 1) 校長、教頭、部長、主任
 - 2) 事務室長、主事
- (6) 幼稚園
 - 園長
- 2 本法人及び各学校には、組織区分に従って次に掲げる職位を置くことができる。
 - (1) 法人本部
 - 上席参与、法人本部長代理、部長、参与、次長、課長、参事、主査、主事
 - (2) 大学
 - 副学長、学長補佐、学長特別補佐、学部長補佐、部長補佐
 - (3) 短期大学
 - 副学長、学長補佐、学科長補佐、部長補佐
 - (4) 大学・短期大学事務局
 - 次長、室長、副室長、部長代理、課長補佐、参事、主査、主事
 - (5) 高等学校
 - 1) 参与、副校長
 - 2) 統括事務長、参事、主査
 - (6) 幼稚園
 - 副園長、主任、主事

(事務取扱)

第11条 各職位が事故等により不在の場合に、その職務を代理する不在代理を置くこ

とができる。不在代理は、直属次級者のうちからこれを任ずる。

(職務権限)

第12条 各職位の職務権限に関する事項については別に定める。

(服務)

第13条 職員の服務に関する事項については別に定める。

第4章 会議

(法人本部)

第14条 法人本部に、学校法人金城学園経営企画委員会及び学校法人金城学園高等教育機関運営会議を置く。

2 前項に規定する会議に関する事項については、別に定める。

(大学)

第15条 大学に、教授会及び大学運営委員会を置く。

2 大学院に、大学院委員会及び研究科委員会を置く。

3 前2項に規定する会議に関する事項については、別に定める。

(短期大学)

第16条 短期大学に、教授会及び部長・学科長会議を置く。

2 前項に規定する会議に関する事項については、別に定める。

(高等学校)

第17条 高等学校に、職員会議及び企画会議を置く。

(幼稚園)

第18条 幼稚園に、職員会議を置く。

第5章 委員会

(各種委員会)

第19条 本法人及び各学校の管理運営を適正かつ円滑に遂行するために各種委員会を置く。

2 各種委員会に関する事項については別に定める。

(臨時の委員会)

第20条 各学校の管理運営に関し必要があるときは、臨時に委員会を設置することができる。

2 臨時の委員会は、各学校の長が設置する。

3 臨時の委員会に関する事項については別に定める。

第6章 改廃

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の議に基づき理事長が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

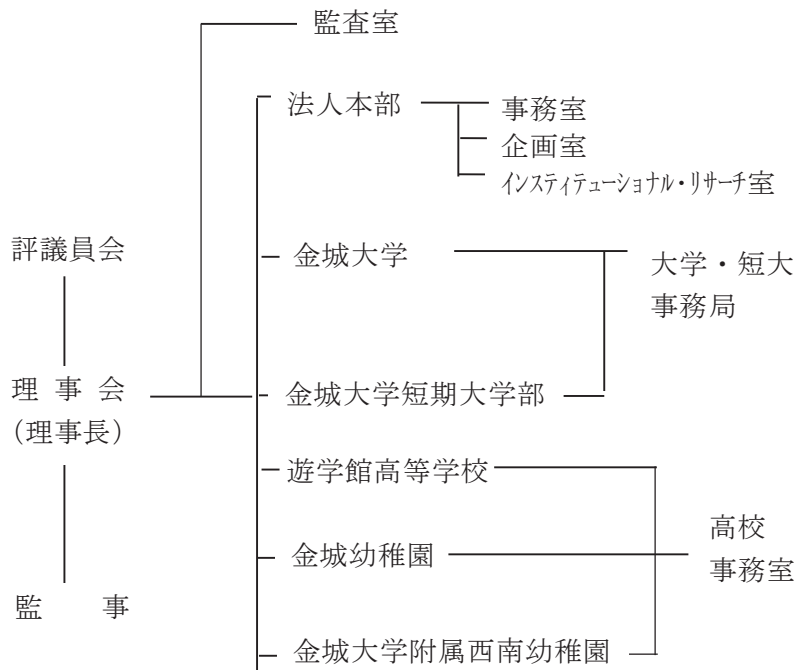
附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月30日から施行する。

別表



金城大学管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、金城大学（以下「大学」という。）における適正な管理運営の遂行を図るために必要な基本的事項について定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 大学は、次の各号に掲げる基本方針に基づき、管理運営機能の強化を恒常的に図るものとする。

- (1) 学長の指導性を明確にするとともに、大学における執行機能を統合的に強化すること
- (2) 大学の教育研究・管理運営課題を精査し、課題に対応しうるよう執行組織の再編を機動的に行うこと
- (3) 企画立案機能を分離確立し、主要な大学教育研究・管理運営課題の政策化における執行機能を強化すること
- (4) 教育職員大学行政管理職位と事務職員大学行政管理職位の任務と役割を明らかにし、業務執行上の責任の所在を明確化すること
- (5) 大学管理運営機関の総合調整機能を確立するとともに、管理運営事務の効率的統合化を図ること
- (6) 大学管理運営機関全体に対する政策評価機能を確立すること

(構成)

第3条 大学における各管理運営機関は、学長の統轄の下に政策の企画立案を行うとともに、各管理運営機関相互間の適格調整を図る中で、その執行機能を遂行しうるよう構成するものとする。

- 2 前項及び前条の基本方針を実現するため、教授会のほかに大学運営委員会を設置する。
- 3 前項の大学運営委員会については、別に定める。

(管理運営機関の設置)

第4条 大学管理運営機関の組織は、部、課及び委員会を基本に編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関として図書館及びセンターを置く。
- 3 第1項の管理運営機関については、別表第1-1、前項の附属機関については、別表第1-2にこれを掲げる。

(プロジェクト及び臨時委員会の設置)

第5条 大学の管理運営又は教育研究に関し必要があるときは、臨時のプロジェクト又は臨時委員会を設置することができる。

- 2 プロジェクト及び臨時委員会に関する事項については、別に定める。

(所掌事務)

第6条 第4条に規定する事務組織の事務分掌事項については、別に定める。

(体制)

第7条 大学に事務局長を置く。

- 2 前項に加え、部、課及び附属機関には長を置き、管理運営事務を分担管理する。
- 3 前2項の長の任用については、別に定める。
- 4 委員長及び副委員長は、別に定めるもののほか学長が任命する。
- 5 第1項及び第2項の管理運営組織については、別表第2にこれを掲げる。

(任務)

第8条 委員長は、学長の命を受けその機関の政策の企画立案をつかさどり、機関所属教育職員の委員会業務についてこれを監督する。

- 2 附属機関の長は、学長の命を受けその機関の事務を統括し、政策の企画立案をつかさどり、機関所属教育職員の附属機関業務についてこれを監督する。
- 3 委員長及び附属機関の長は、その機関の基本的な政策について、学長に提案し大学運営委員会の承認を得なければならない。
- 4 事務局長は、学長の命を受け大学管理運営機関を統理し、大学行政の執行を統括するとともに大学業務の執行を調整し、事務職員全体の服務についてこれを統督する。
- 5 [削除]
- 6 事務部長は、事務局長の命を受け、その機関の事務を統括し、政策の企画立案をつかさどり、機関所属事務職員の服務についてこれを監督する。
- 7 第4項及び第6項以外の事務職員の職位については、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

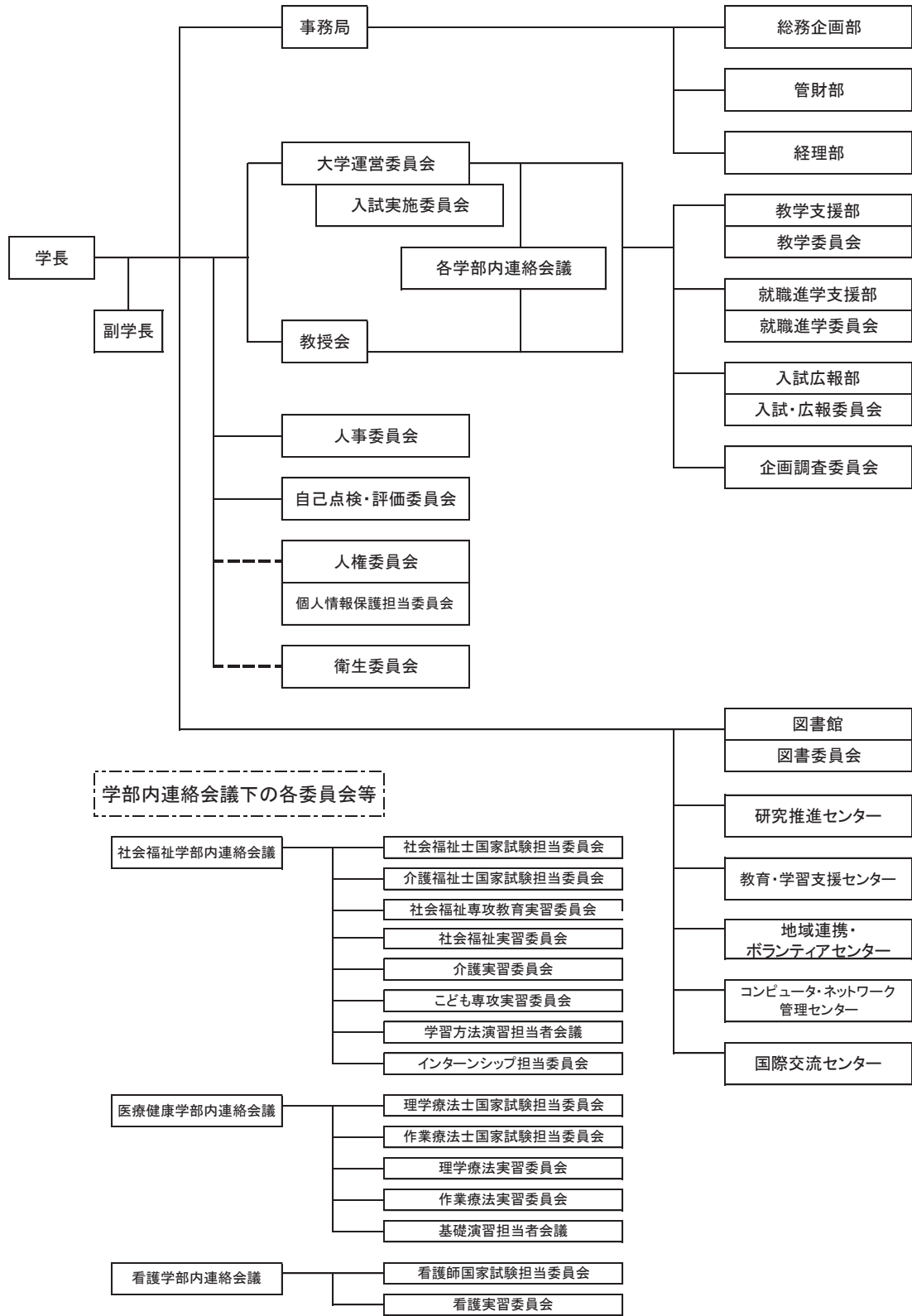
別表第1-1 大学管理運営機関（第4条関係）

機 関	事 務 局	所管委員会
総務企画部	総務企画部	学園高等教育機関運営会議 大学運営委員会 人権委員会・個人情報保護担当委員会 企画調査委員会
教学支援部	教学支援部	教学委員会 社会福祉専攻教育実習委員会 社会福祉実習委員会 介護実習委員会 こども専攻実習委員会 理学療法実習委員会 作業療法実習委員会 看護実習委員会
経 部 部	経 理 部	
管 財 部	管 財 部	衛生委員会
就職進学支援部	就職進学支援部	就職進学委員会 社会福祉士国家試験担当委員会 介護福祉士国家試験担当委員会 理学療法士国家試験担当委員会 作業療法士国家試験担当委員会 看護師国家試験担当委員会 インターンシップ担当委員会
入試広報部	入試広報部	入試・広報委員会

別表第1-2 大学付属機関（第4条関係）

機 関	事 務 局	所管委員会
図 書 館	事 務 課	図書委員会
研究推進センター	総務企画部	センター運営委員会 紀要編集委員会（事務は図書館が行う。） 研究倫理委員会 動物実験委員会
教育・学習支援センター	教学支援部	センター運営委員会
地域連携・ボランティアセンター	総務企画部	センター運営委員会
コンピュータ・ネットワーク管理センター	教学支援部	センター運営委員会
国際交流センター		センター運営委員会

別表第2 大学管理運営組織（第7条関係）



金城大学教授会規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、金城大学学則（以下「学則」という。）第12条及び学校法人金城学園管理運営規程第15条第3項の規定に基づき、金城大学（以下「本学」という。）の教授会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 学部別の教授会は設置しないものとする。ただし、各学部に学部内連絡会議を置く。
 - 3 前項の学部内連絡会議の組織及び運営については別に定める。

(設置)

- 第1条の2 本学に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条第1項に規定する教授会として、金城大学全学教授会（以下「全学教授会」という。）を置く。
- 2 全学教授会は、教育研究に関する事項について審議する。
 - 3 全学教授会のほか、本学に、金城大学拡大教授会（以下「拡大教授会」という。）を置く。
 - 4 拡大教授会の組織及び運営については別に定める。

(代議員会)

- 第1条の3 学長は、全学教授会の議に基づき、全学教授会の構成員の一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。
- 2 全学教授会は、その定めるところにより、代議員会の決議をもって、全学教授会の決議とすることができる。
 - 3 その他代議員会の組織及び運営については別に定める。

(構成)

- 第2条 全学教授会は、学長、学部長及び専任の教授をもって構成する。
- 2 理事長、学園長、副理事長、法人本部長及び事務局長は、全学教授会に出席し発言することができる。また、学長は必要に応じ、全学教授会の議を経て、学校法人金城学園の専任職員を出席させることができる。
 - 3 全学教授会は、必要と認めるとき、学校法人金城学園の専任職員を構成員に加えることができる。

(招集)

- 第3条 全学教授会は、学長が招集する。

(議長)

- 第4条 全学教授会の議長は学長がこれに当たる。ただし、必要あるときは、学長の指名する構成員がこれを代行することができる。

(議案)

- 第5条 全学教授会の議案は、あらかじめ構成員に通知することを原則とする。

(開催)

第6条 全学教授会は、原則として毎月1回開くものとする。

2 学長は、必要と認めるとき、臨時に全学教授会を開くことができる。

3 学長は、構成員の3分の1以上の要請があったときは、速やかに全学教授会を招集しなければならない。

(成立要件)

第7条 全学教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審議事項)

第8条 全学教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、それらについて審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、全学教授会又は拡大教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 全学教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べるものとする。ただし、拡大教授会において審議が終了した事項については、この限りでない。

(1) 学則その他教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 学長候補者選考委員会の委員に関する事項

(3) 学生の退学、転学、留学、休学、復学、編入学、再入学及び科目等履修生に関する事項

(4) 授業、研究及び指導に関する事項

(5) 学生の厚生補導に関する事項

(6) 大学行事、学生生活及び学生生活活動に関する事項

(7) 学生の試験及び単位認定に関する事項

(8) その他学長が教育研究及びそれに係る運営に関し、必要と認めた事項

(議決要件)

第9条 議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、特に重要と認めた事項に関しては、出席者の3分の2以上の同意を得て決議する。

(議事録の作成・保管)

第10条 全学教授会の議事は議事録に記載され、記載は議長の指示した者がこれを行う。

2 議事録の保管は事務局がこれを行う。会議に欠席した者は、この議事録の閲覧により議事の内容を了知しなければならない。

(所管)

第11条 全学教授会の事務は、総務企画部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、金城大学運営委員会及び全学教授会の議を経た後、理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金城大学拡大教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金城大学教授会規程第1条の2第4項の規定に基づき、金城大学拡大教授会（以下「拡大教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 拡大教授会は、教育研究に関する事項について審議する。

(構成)

第2条 拡大教授会は、学長、学部長及び専任の教授、准教授、講師をもって構成する。ただし、助教及び助手は講師に準ずるものとする。

2 理事長、学園長、副理事長、法人本部長及び事務局長は、拡大教授会に出席し発言することができる。また、学長は必要に応じ、拡大教授会の議を経て、学校法人金城学園の専任職員を出席させることができる。

3 拡大教授会は、必要と認めるとき、学校法人金城学園の専任職員を構成員に加えることができる。

(招集)

第3条 拡大教授会は、学長が招集する。

(議長)

第4条 拡大教授会の議長は学長がこれにあたる。ただし、必要あるときは、学長の指名する構成員がこれを代行することができる。

(議案)

第5条 拡大教授会の議案は、あらかじめ構成員に通知することを原則とする。

(開催)

第6条 拡大教授会は、年2回以上開くものとし、3月及び9月に定例会を開くものとする。

2 学長は、必要と認めるとき、臨時に拡大教授会を開くことができる。

3 学長は、構成員の3分の1以上の要請があったときは、速やかに拡大教授会を招集しなければならない。

(成立要件)

第7条 拡大教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審議事項)

第8条 拡大教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、それらについて審議し、学長に意見を述べるものとする。ただし、全学教授会において審議が終了した事項については、この限りでない。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、全学教授会又は拡大教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 拡大教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べるものとする。ただし、全学教授会において審議が終了した事項については、この限りでない。

(1) 金城大学学則及び教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 学長候補者選考委員会の委員に関する事項

(3) 学生の退学、転学、留学、休学、復学、編入学、再入学及び科目等履修生に関する事項

(4) 授業、研究及び指導に関する事項

(5) 学生の厚生補導に関する事項

(6) 大学行事、学生生活及び学生生活活動に関する事項

(7) 学生の試験及び単位認定に関する事項

(8) その他学長が教育研究及びそれに係る運営に関し、必要と認めた事項

(議決要件)

第9条 議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、特に重要と認めた事項に関しては出席者の3分の2以上の同意を得て決議する。

(議事録の作成・保管)

第10条 拡大教授会の議事は議事録に記載され、記載は議長の指示したものがこれを行う。

2 議事録の保管は事務局がこれを行う。会議に欠席したものは、この議事録の閲覧により議事の内容を了知しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び拡大教授会の議を経た後、理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金城大学代議員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金城大学教授会規程（以下「教授会規程」という。）第1条の3第3項の規定に基づき、金城大学の全学教授会代議員会（以下「代議員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 代議員会は、学長、副学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長及び学長の推薦に基づき全学教授会から選出された教授3人以内をもって構成する。

2 全学教授会から選出された代議員については、任期を1年とし、再任を妨げない。

3 理事長、学園長、副理事長、法人本部長及び事務局長は、代議員会に出席し発言することができる。また、学長は、代議員会の議を経て、学校法人金城学園の専任職員を出席させることができる。

(招集)

第3条 代議員会は、学長が必要に応じてこれを招集する。

(議長)

第4条 代議員会の議長は学長がこれに当たる。ただし、必要があるときは、学長の指名する構成員がこれを代行することができる。

(成立要件)

第5条 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審議事項)

第6条 代議員会は、教授会規程第8条に規定の審議事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 入学に関する事項

(2) 卒業延期者の卒業、課程の修了及び学位の授与に関する事項

(3) 教授、准教授、講師、助教及び助手の教育研究業績の審査に関する事項

(4) その他全学教授会から委任された事項

2 代議員会が前項に掲げる審議事項について、全学教授会での審議が必要と認めるときは、全学教授会に回付することができる。

(議決要件)

第7条 議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、特に重要と認めた事項に関しては、出席者の3分の2以上の同意を得て決議する。

(議事録の作成・保管)

第8条 代議員会の議事は議事録に記載され、記載は議長の指示した者がこれを行う。

2 議事録の保管は事務局がこれを行う。会議に欠席した者は、この議事録の閲覧により議事の内容を了知しなければならない。

(所管)

第9条 代議員会の事務は、総務企画部が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、全学教授会の議により行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金城大学教授会の構成及び運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金城大学教授会規程（以下「教授会規程」という。）に定める金城大学全学教授会（以下「全学教授会」という。）及び金城大学拡大教授会規程（以下「拡大教授会規程」という。）に定める金城大学拡大教授会（以下「拡大教授会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 学長は、全学教授会の学部学科ごとの構成員数について、各学部学科の学生の収容定員数の比率に配慮するよう努めるものとする。

(議案)

第3条 全学教授会及び拡大教授会（以下「全学教授会等」という。）の議案は、原則として、あらかじめ大学運営委員会で審議するものとする。

(開催)

第4条 教授会規程第6条第3項及び拡大教授会規程第6条第3項の規定に基づき全学教授会等の開催を要請する場合は、議案を示した書面に3分の1以上の構成員の連署を添えて、学長に提示しなければならない。

(成立要件)

第5条 全学教授会等は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休職、海外渡航及び3か月以上にわたる長期欠勤中の者は構成員数に算入しない。

(審議事項)

第6条 教授会規程第8条第1項第3号及び拡大教授会規程第8条第1項第3号の事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の賞罰に関する事項
- (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手の教育研究業績の審査に関する事項

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、学長が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

金城大学大学運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金城大学（以下「本学」という。）管理運営規程第3条第3項の規定に基づき、大学運営委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、金城大学（以下「本学」という。）における管理運営及び教育研究上の重要事項について審議するものとする。

2 委員会は、決議事項について連帯して学長に責任を負うものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる行政管理職位をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 学科長
- (6) 教学委員長
- (7) 就職進学委員長
- (8) 入試・広報委員長
- (9) 企画調査委員長
- (10) 事務局長

2 理事長、学園長、副理事長、専務理事及び法人本部長は、委員会に出席し発言することができる。

3 学長は、必要に応じ、前項に掲げる以外の専任職員を出席させること、又は構成員に加えることができる。

(招集)

第4条 委員会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した構成員がこれに代わる。

(開催)

第5条 委員会は、原則として定期的に毎月1回開くものとする。

2 学長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要請があったときは、委員会を臨時に開催する。

(成立要件)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の管理運営に関する事項
- (2) 教育研究上の重要事項
- (3) 学則及び規程等の制定及び改廃に関する事項
- (4) 教授会及び大学院委員会の審議、報告等の事項
- (5) 学部間及び各部署間の調整に関する事項
- (6) 入学試験制度及び合否判定に関する事項
- (7) 予算編成に関する事項
- (8) 教員の人事に関する事項
- (9) その他学長が必要と認める事項

(議決)

第8条 議事は出席者の過半数によって決する。ただし、特に重要と認めた事項に関しては出席者の3分の2以上の同意を得て決する。

(所管)

第9条 委員会の事務は、総務企画部が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び教授会の議を経た後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

金城大学学部内連絡会議規程

(目的)

第1条 この規程は、金城大学教授会規程第1条第3項に基づき、社会福祉学部内連絡会議、医療健康学部内連絡会議及び看護学部内連絡会議の組織及び運営について定める。

(役割)

第2条 学部内連絡会議は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項について、学部内の連絡調整を図り、必要に応じて協議する。

- (1) 学部の運営に関する事項
 - (2) 学部の教育、研究に関する事項
 - (3) 学部の学生の支援、指導に関する事項
 - (4) その他学部長が教育研究及びそれに係る運営に関し、必要と認めた事項
- 2 学部長又は学部長が指名する者は、全学教授会の審議結果及び報告事項を、学部内連絡会議で報告するものとする。
- 3 学部長は、第1項各号の事項又は学長、大学運営委員会、全学教授会若しくは拡大教授会から諮問された事項を学部内連絡会議で協議し、その結果を大学運営委員会及び全学教授会又は拡大教授会に提案又は報告するものとする。

(構成)

第3条 学部内連絡会議は、各学部所属の専任教員をもって構成する。

- 2 学長、副学長及び事務局長は、学部内連絡会議に出席し発言することができる。
- 3 学部長は、必要に応じ、学校法人金城学園の専任職員の出席を求めることができる。

(招集・議長)

第4条 学部内連絡会議は、原則として毎月1回開くものとする。

- 2 学部内連絡会議の議長は学部長がこれに当たる。ただし、必要あるときは、学部長の指名する構成員がこれを代行することができる。
- 3 学部長は、必要と認めるとき、臨時に学部内連絡会議を開くことができる。

(所管)

第5条 学部内連絡会議の事務は、総務企画部が所管する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

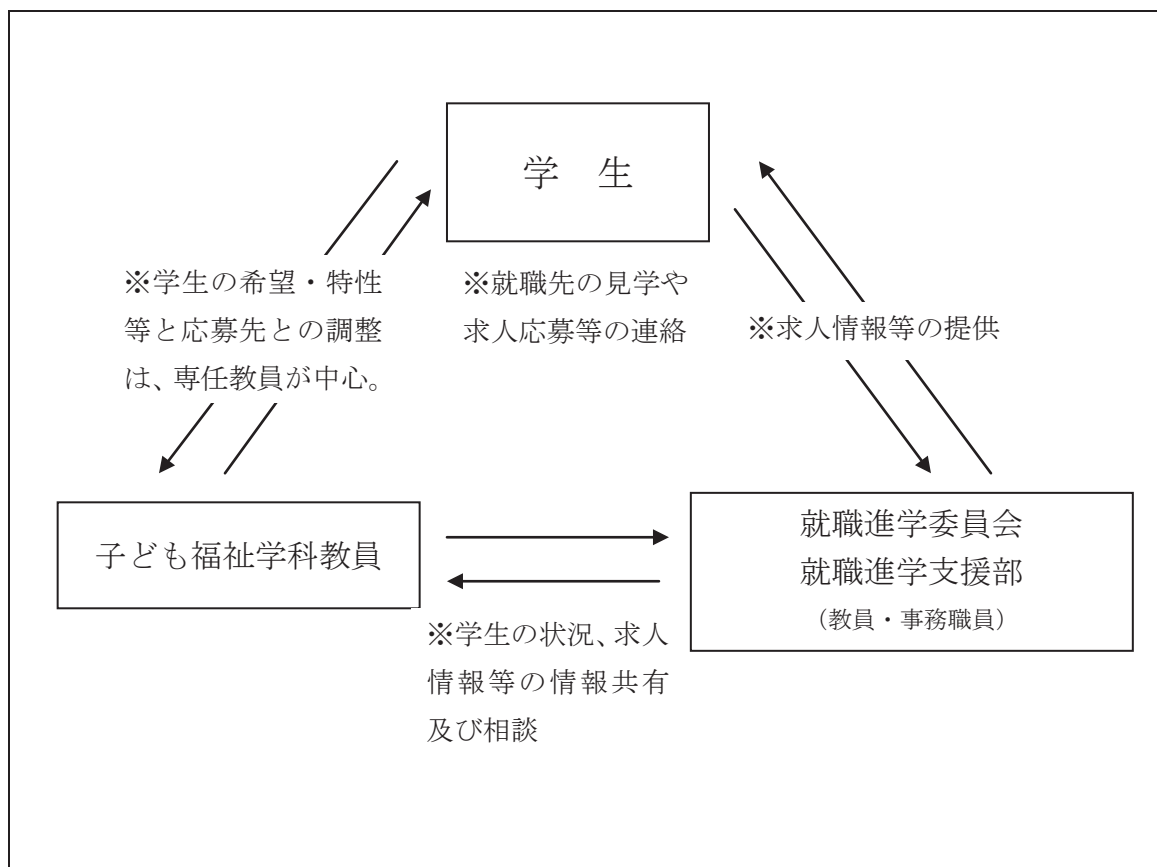
附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

社会福祉学部子ども福祉学科 就職支援体制



社会福祉学部子ども福祉学科 就職支援年間スケジュール

＜平成 30 年度～平成 33 年度（予定）＞

1年次	4月	就職ガイダンスⅠ
		キャリア開発講座①
	6月	キャリア開発講座②
	10月	就職ガイダンスⅡ
		キャリア開発講座③
12月	キャリア開発講座④	
2年次	4月	就職ガイダンスⅠ
		キャリア開発講座⑤
	6月	キャリア開発講座⑥
	10月	就職ガイダンスⅡ
		キャリア開発講座⑦
	12月	キャリア開発講座⑧
就職適性検査		
1月	就職適性検査結果配付・説明会	
3年次	4月	就職ガイダンスⅠ
		進路希望調査
		就職活動基礎講座①
	5月	接遇・マナー講座
	6月	就職活動基礎講座②
	10月	就職ガイダンスⅡ
		進路登録カード提出
		就職活動基礎講座③
	1月	グループ面接練習会
		就職活動基礎講座④
3月	個人面接練習会	
4年次	4月	就職ガイダンスⅠ
	6月	幼稚園・保育園園長模擬面接
	10月	就職ガイダンスⅡ
	12月	卒業前ガイダンス

○公務員採用試験対策講座：2年次及び3年次の5月～1月の期間に全50回（コマ）実施

○教員採用試験対策講座：2年次及び3年次の5月～1月の期間に全25回（コマ）実施

○社会福祉士国家試験対策講座：4年次の4月～12月の期間に全42回（コマ）実施